

第2期角田市地域福祉活動計画

令和5年度～令和9年度



～ 社会福祉協議会のシンボルマーク ～

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って、
明るい、幸せな社会を建設する姿」を表現しています。

(昭和47年6月 全国社会福祉協議会 制定)

令和5年3月

社会福祉法人角田市社会福祉協議会

計画策定に当たって

近年の社会情勢の変化に対応すべく、平成30年に、角田市の地域社会福祉計画（平成29年度～令和3年度）と連動させる内容として、角田市社会福祉協議会地域福祉活動計画（平成30年度～令和3年度）の策定を行いました。

諸般の事情で、角田市の計画策定が1年延期となったため、当協議会の地域福祉活動計画も、令和5年度からの第2期角田市地域福祉計画策定に連動させる形で、角田市社会福祉協議会第2期地域福祉活動計画の策定を行いました。

社会福祉を取り巻く情勢は、少子高齢化、8050問題、2050問題、交通弱者問題、ダブルケア問題、担い手不足問題、コロナ禍による生活困窮世帯の増加と、様々な分野での問題が明らかになってきております。同時多発的に課題や問題が明らかになり、一部の担当者だけでは対応できない困難な状況になり、重層的・包摂的な取り組み、つまり「生活支援体制整備事業」の推進が強く求められているところです。

今こそ持続可能な社会の実現に向け、そして地域に暮らす全ての人々が、共に助け合い、安心して生活し続けられるような地域社会づくり、つまり、地域共生社会の実現に向けた取り組みが求められていると思います。東日本大震災後の震災復興住宅において、高齢者の方々の孤独死が報道され、大きな衝撃を受けました。「繋がりを絶やさない社会づくり」と「あなたは、ひとりでは無い」というメッセージと活動を展開していかねばと強く思ったものです。

本計画は、「自分らしく生き ともに助け合い 活かし合う地域づくりを進めていこう」を基本理念とし、3つの基本方針「①地域福祉に関する意識を高めていこう。②ともに助け合い 活かし合うための 場づくり人づくりを進めて行こう。③地域福祉活動を推進するための基盤づくりを進めていこう。」を定めました。

今後の5年間の地域福祉活動の指針としていきたいと考えておりますし、地区における活動の指針の検討を進めて行く予定にしておりますので、市民の皆様からのご理解とご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、県社協の東野様、市市民福祉部次長の泉様、市社会福祉課長の水戸様、課長補佐の根田様、そして計画策定委員の皆様、住民アンケートにご協力を頂いた皆様、関わっていただいた多くの方々に衷心より御礼と感謝を申し上げます。

2023年3月

角田市社会福祉協議会 会長 日下正則

●● 目 次 ●●

第1章 角田市地域福祉活動計画策定にあたって	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 地域福祉について	1
1 地域福祉活動計画	2
2 地域福祉計画	3
3 関連する法・制度の動き	4
第3節 計画の位置づけ	7
第4節 計画の期間	8
第5節 計画の策定体制	9
第2章 地域福祉を取り巻く現状	
第1節 角田市の現況	11
第2節 角田市の福祉を取り巻く現況	1
1 子ども・子育て	15
2 高齢者（要介護認定者）	16
3 障害者（手帳保持者）	17
4 生活保護世帯・人員	18
5 安全安心	19
第3節 地域福祉の担い手の現状	1
1 民生委員児童委員	20
2 ボランティア団体・会員	21
3 老人クラブ	21
第4節 地域福祉にかかる主要課題の整理	
1 生きがいを持って暮らせる地域づくりに向けて	22
2 身近なつながりの持てる地域に向けて	23
3 社会福祉協議会における地域福祉活動の推進について	23
4 様々な困りごとを相談や支援につなぐ仕組みづくりに向けて	24
5 いつまでも安全・安心して暮らせる地域づくりに向けて	25
第3章 計画の基本的な考え方	
第1節 基本理念・基本方針	26
第2節 計画の体系	29
第3節 地域福祉を進めるための圏域	30
第4節 地域福祉における『担い手』の役割・支え合いの考え方	31
第4章 地域福祉の推進に向けた取り組みについて	
基本方針1 地域福祉に関する意識を高めていこう	
推進目標1 地域福祉を身近に感じ取れるような取り組みを進めていこう	34
推進目標2 福祉活動に参加しやすい感情づくりを進めていこう	36
基本方針2 とともに助け合い活かし合うための場づくり人づくりを進めていこう	

推進目標3	地域で取り組まれている福祉活動を支援していこう	38
推進目標4	地域での担い手（ボランティアも含む）づくりと 支え合い活かし合っていくための役割づくりを進めていこう	40
推進目標5	福祉や防災を切り口とした学びの場を推進していこう	42
基本方針3	地域福祉活動をするための基盤づくりを進めていこう	
推進目標6	包括的な支援体制を充実させていこう	44
推進目標7	社協の地域福祉活動を広く知ってもらうための 取り組みや基盤強化を進めていこう	46
推進目標8	多機関連携によるネットワークの構築を図っていこう	48
角田市社会福祉協議会地域福祉活動計画設置要綱		50
角田市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員名簿		52
角田市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会開催状況		53

第1章 角田市地域福祉活動計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

角田市では、令和5年3月に「第2期角田市地域福祉計画」を策定し、基本理念「ともに生き、活かし合うまちづくり」の実現に向けて、重点取り組みとして、「重層的支援体制の整備」や「成年後見制度の利用促進」の2つを位置付け、地域に密着した生活課題の解決に向けて、具体的な取組を進めるため、社会福祉協議会との連携を密に図り、市の地域福祉の一体的な推進を図っていくこととしております。併せて本協議会でも、「自分らしく生き、ともに助け合い活かし合う地域づくりを進めていこう」を基本理念とした地域福祉活動計画を策定し推進して参ります。

令和7年（2025年）には、団塊の世代がすべて75歳以上のいわゆる後期高齢期に入り、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢期に入ります。少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面する中、社会情勢の変化により、地域で相互に支え合う「地縁」の希薄化が進み、世代間の意識の違いも広がっています。

国ではこれまで、高齢者、障害のある人、子どもなど、対象者ごとに公的な支援制度の充実を図ってきましたが、ひきこもりや支援拒否等による社会からの孤立や虐待、暴力などの社会問題や、ダブルケア（育児と介護を並行して行っている状態など）、いわゆる8050問題（高齢の親が社会的に孤立している子の生活を支えている状態、それに伴う社会問題）のように、様々な分野の課題が同時にいくつも重なり合い、複雑化しています。

こうした公的な支援制度だけでは対応が難しいケースに対しては、市民の一人ひとりが、「他人事」ではなく、「我が事」と捉え、主体的に活動することがこれまで以上に求められています。

このような中、角田市とともに、地域福祉を取り巻く現状と課題を十分に踏まえつつ、これまでの地域福祉に関する取組を継続・発展させることで、地域社会の変化に適切に対応していくため、住民の“**③**だんの**④**らしの**①**あわせ”を実現するために、現計画を見直し、角田市の策定する「地域福祉計画」と併せて「角田市地域福祉活動計画」を策定するものです。

第2節 地域福祉について

1 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域社会における生活や福祉の課題を解決することを目的に、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」という理念をどのように実現させていくのかを明らかにする実践的な活動・行動計画であり、本協議会において策定しています。

なお、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置付けられており、地域社会における生活や福祉の課題解決を目指して、市民や民間団体の行う様々な課題解決に向けた活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織立って行うことを目的としています。

(参考) 社会福祉法 (抄)

第4条 (地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第109条 (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては(中略)が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき角田市が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

(参考) 社会福祉法

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事項(第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

3 関連する法・制度等の動き

(1) 地域共生社会の実現

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年（2020年）6月に成立しました。

市町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、改正社会福祉法に基づき、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されます。

図表 重層的支援体制



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、地球上の「誰一人取り残さない」ことを目指し、17 のゴールと 169 のターゲットを設定しています。

国内では、平成 28 年 (2016 年) 12 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」が打ち出されました。

そこで、本計画における各施策の推進にあたっては、SDGs との関連がわかるように対応するゴール (目標) を各施策に表記し、多様な主体と連携した持続可能で、誰もが安心していきいきと暮らせる (包摂性) 地域共生社会の実現を目指します。

図表 持続可能な開発目標 (SDGs) の目指す 17 のゴール

	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
	4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化 (エンパワーメント) を行う		14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	8 働きがいも 経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する		17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

(3) ウイズコロナ・アフターコロナに対応した地域づくり

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、外出の機会が減ったり、友人や離れて暮らす家族と気軽に会えなくなったり、これまでの身近な支え合いやボランティア等による身近な地域活動が停滞するなど、以前とは違う日常を過ごすことを余儀なくされています。

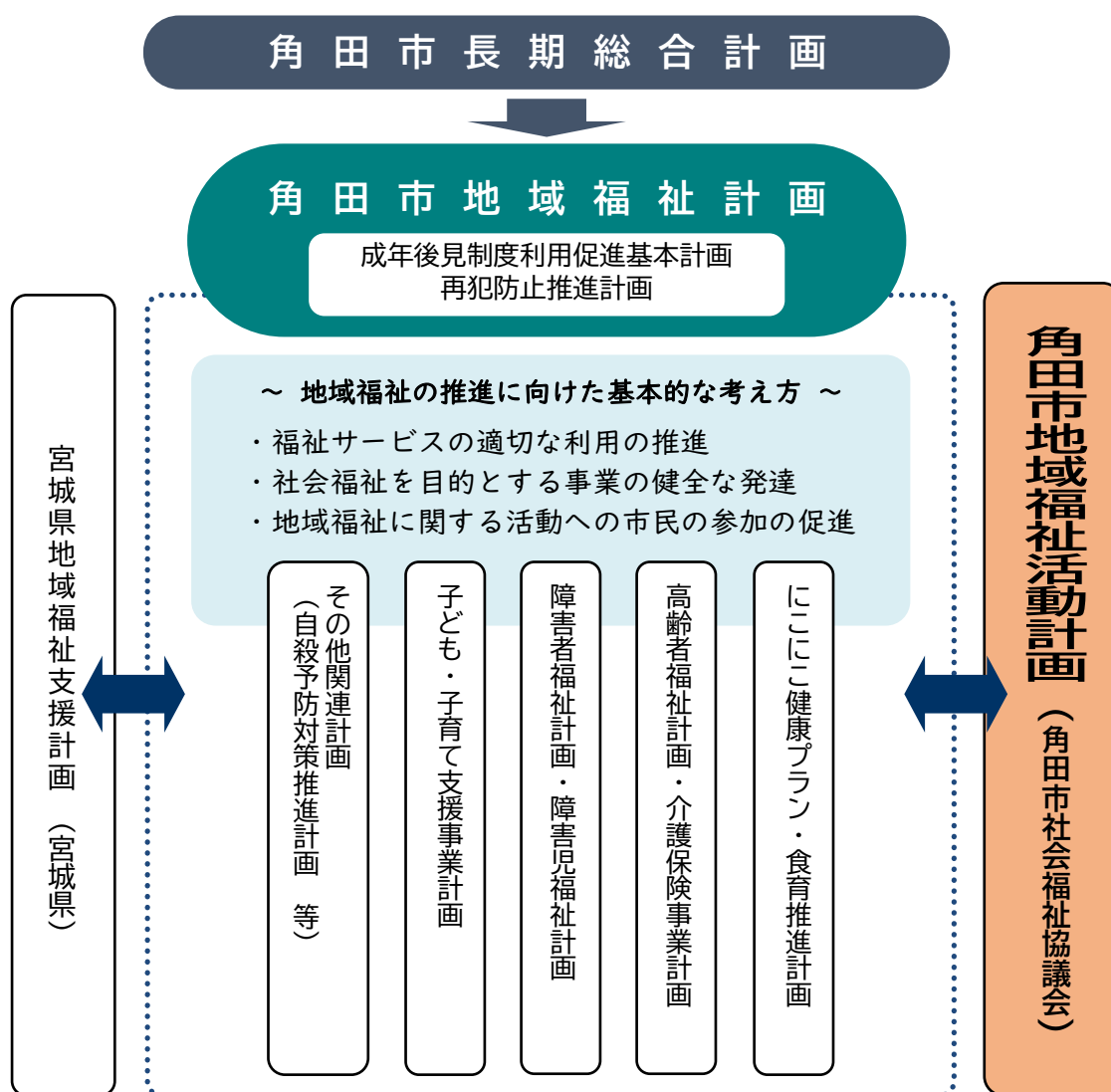
これからは「新しい生活様式」に順応していくとともに、一人ひとりが基本的な感染対策を実践するほか、日常生活の中で新たな生活様式やスタイルを取り入れ、支援の在り方についても検討していく必要があります。

第3節 計画の位置付け

本計画は、地域福祉の総合計画として、地域福祉を推進するための取り組みを定めます。

併せて、角田市の地域福祉を推進するうえで両輪となる角田市地域福祉計画（角田市社会福祉課）と相互に連携を図りながら取り組みます。

図表 本計画と他の計画の関連図



角田市地域福祉計画より引用

第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

また、関連する保健福祉分野の関連計画と整合を図るとともに、角田市で作成する地域福祉計画と連携して推進します。

なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて地区ごとの計画策定など、内容の見直しを行うこととします。

第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、角田市とともに現状を把握することを目的に市民意識調査、民生委員児童委員・サロン団体へのヒアリング調査を実施するとともに、民生委員児童委員との意見交換、ワークショップを実施しました。

また、策定段階から市民参加を図るため、策定委員会での協議・検討を行いました。

1 調査実施概要

市民の地域での生活や福祉活動に関する状況を把握し、計画策定のための基礎資料とするため実施した各調査の実施概要は以下のとおりです。

(※調査結果は、一部抜粋にて掲載予定)

(1) 市民意識調査

市民意識調査は、地域の抱える課題を明らかにするとともに、今後の地域福祉の在り方等について市民の意向や要望を収集し、次期地域福祉活動計画に反映させることを目的として実施しました。

本調査の対象及び配付、回収状況は、以下のとおりとなっています。

《 調 査 概 要 》

- 調査対象:角田市にお住まいの18歳以上の方
- 抽出方法:18歳以上の市民の中から1,200名を無作為抽出
- 調査内容:地域福祉の推進に向けたニーズの把握及び地域での暮らし・活動・サービス利用状況等について
- 調査期間:令和4年6月
- 調査方法:郵送配付・回収
- 配付・回収:

配付数	回収数	未回収数	回収率
1,200票	714票	486票	59.5%

(2) 民生委員児童委員・サロン団体ヒアリング調査

市民では把握できない地域の実態をより詳細に把握するため、市内において活動されている民生委員児童委員・活動団体(サロン団体)を対象に、シート形式のヒアリング調査を実施し、現在の取組状況や抱えている課題、地域に必要な取組などについて調査を行いました。

本調査の対象及び配付、回収状況は、以下のとおりとなっています。

① 民生委員児童委員

《 調 査 概 要 》

- 調 査 対 象:地域で活動されている民生委員児童委員
- 調 査 内 容:担当している地区の状況や活動や活動環境、地域共生社会について
- 調 査 期 間:令和4年7月
- 調 査 方 法:会議の場にて配付・回収
- 配付・回収:

配付数	回収数	未回収数	回収率
88票	68票	20票	77.2%

② 活動団体（サロン団体）

《 調 査 概 要 》

- 調 査 対 象:地域で活動されている関係団体
- 抽 出 方 法:調査対象より26団体抽出
- 調 査 内 容:団体の活動内容や地域との関わり、今後の地域福祉に対する考えや意見など
- 調 査 期 間:令和4年7月～8月
- 調 査 方 法:各団体へ郵送配付・回収
- 配付・回収:

配付数	回収数	未回収数	回収率
26票	22票	4票	84.6%

2 策定委員会

計画の策定にあたり、総合的な調整を図り必要な事項について審議を行うため、学識経験者、社会福祉を目的とする事業を経営する方、社会福祉に関する活動を行う方などで構成される角田市地域福祉活動計画策定委員会を設置し、審議検討を行いました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第1節 角田市の現況

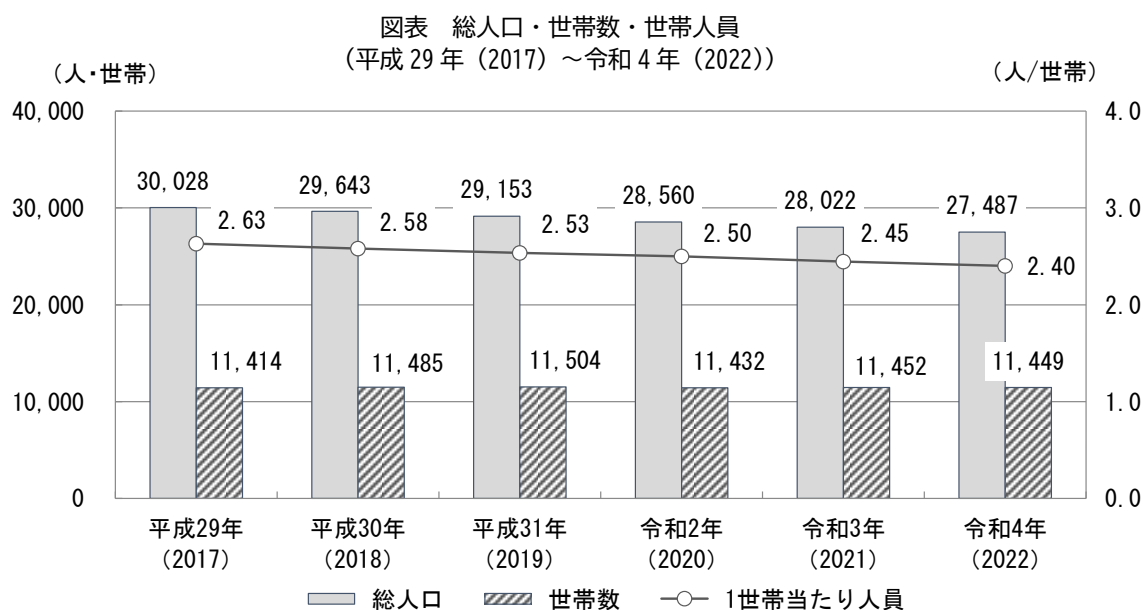
※角田市地域福祉計画より一部引用

1 人口の推移

(1) 総人口・世帯数・世帯人員

直近の人口推移として、住民基本台帳による平成29年（2017年）の人口30,028人に対して、令和4年（2022年）では約8.5%減の27,487人と総人口は減少傾向にあります。

世帯数は増加傾向にありますが、一世帯当たり人員は減少推移となっており、令和4年の世帯数は11,449世帯、一世帯当たり人員は2.40人/世帯となっています。



区 分	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	
総人口 (人)	30,028	29,643	29,153	28,560	28,022	27,487	
年 齢 別	年少人口 (人)	3,391	3,238	3,144	2,981	2,860	2,754
	生産年齢人口 (人)	16,908	16,479	16,029	15,493	15,060	14,520
	老年人口 (人)	9,729	9,926	9,980	10,086	10,102	10,213
世帯数 (世帯)	11,414	11,485	11,504	11,432	11,452	11,449	
一世帯当たり人員 (人/世帯)	2.63	2.58	2.53	2.50	2.45	2.40	

資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

各人口指数の推移をみると、老年人口指数、従属人口指数、老年化指数が増加しており、高齢化の進行とともに、支え手となる世代の人口減少がみられることから、地域での担い手不足や、年金など、社会保障の1人当たり負担が高まることが懸念されます。

図表 人口指数
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

区分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
年少人口指数※1	20.1	19.6	19.6	19.2	19.0	19.0
老年人口指数※2	57.5	60.2	62.3	65.1	67.1	70.3
従属人口指数※3	77.6	79.9	81.9	84.3	86.1	89.3
老年化指数※4	286.9	306.5	317.4	338.3	353.2	370.8

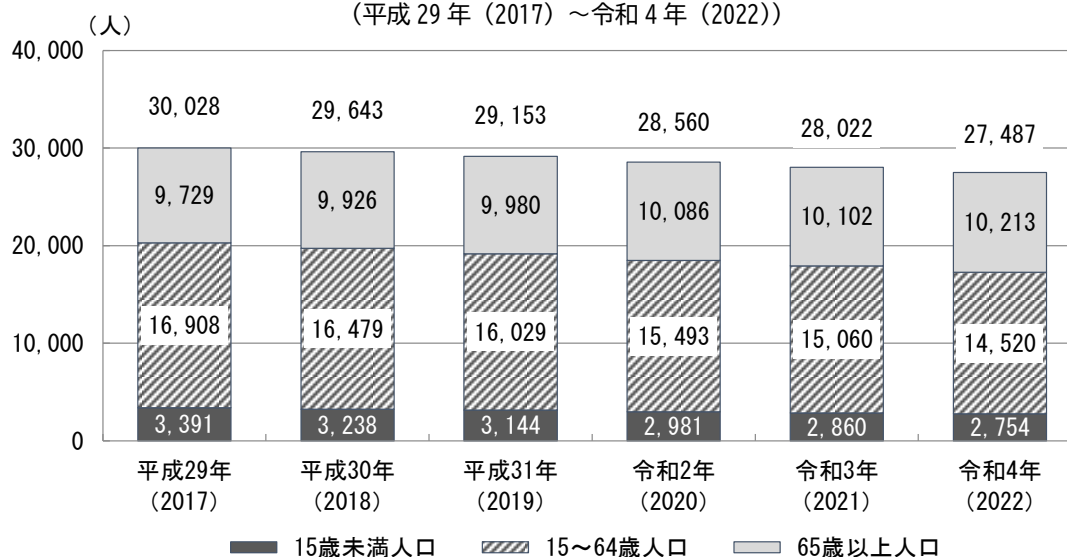
資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

- ※1 年少人口指数：生産年齢人口（15～64歳）100人が何人の年少人口（0～14歳）を扶養しているかを示し、人口の若年化の程度を知る指数。（年少人口指数＝年少人口÷生産年齢人口×100）
- ※2 老年人口指数：生産年齢人口100人に対し、社会的・経済的な面で支援の必要な老年人口が何人になるかを示し、人口の高齢化を知る指数。（老年人口指数＝老年人口÷生産年齢人口×100）
- ※3 従属人口指数：働き手である生産年齢人口100人に対し、子どもと高齢者（従属人口）をどれだけ養うかを表す指数。（（年少人口＋老年人口）÷生産年齢人口×100）
- ※4 老年化指数：年少人口に対する老年人口の大きさを示し、人口の高齢化の程度を知る一つの指標で、生産年齢人口の多少による影響を除いているため、人口高齢化の程度をより端的に示す指数。これが高いと、老年人口が多いこと、あるいは将来の人口を支える年少人口が少ないことを意味しています。（老年化指数＝老年人口÷年少人口×100）

(2) 年齢別人口

直近の人口推移として、住民基本台帳による平成29年(2017年)以降の総人口は、年齢3区分で見ると、64歳以下の2区分の人口が減少傾向となる反面、高齢者人口は増加している状況です。

図表 年齢別人口(3区分)
(平成29年(2017)～令和4年(2022))



資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

図表 (参考) 地区別人口

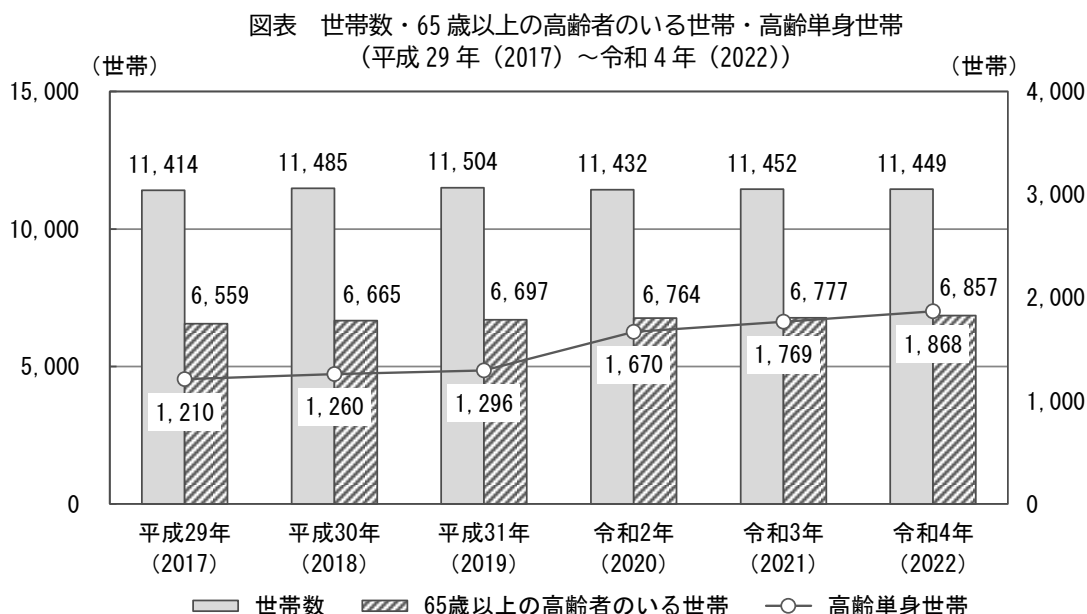
区 分	角田地区	横倉地区	小田地区	枝野地区	藤尾地区	東根地区	桜地区	北郷地区	西根地区	計
総 数 (人)	10,399	2,847	607	1,490	2,251	1,093	3,418	3,381	2,001	27,487
0～4歳	305	68	8	22	33	15	111	78	20	660
5～9歳	398	106	17	29	59	19	120	96	27	871
10～14歳	531	144	19	49	105	27	158	133	57	1,223
15～19歳	523	151	21	67	108	53	132	134	65	1,254
20～24歳	487	94	16	43	89	42	138	122	57	1,088
25～29歳	393	87	8	39	60	25	130	103	62	907
30～34歳	467	113	23	64	71	31	158	123	65	1,115
35～39歳	602	174	30	70	104	62	182	151	74	1,449
40～44歳	719	182	36	5	118	57	208	184	92	1,601
45～49歳	741	204	34	113	143	43	234	205	136	1,853
50～54歳	683	160	30	105	127	58	180	207	93	1,643
55～59歳	571	150	32	108	148	68	167	217	118	1,579
60～64歳	698	186	48	140	200	94	226	258	181	2,031
65～69歳	761	254	85	166	225	138	298	311	229	2,467
70～74歳	884	304	94	173	247	131	316	356	261	2,766
75～79歳	545	196	33	87	101	61	196	215	137	1,571
80～84歳	471	123	24	83	113	64	157	190	119	1,344
85～89歳	368	85	27	70	129	58	157	155	110	1,159
90歳以上	252	66	22	57	71	47	150	143	98	906
総 計 (人)	10,399	2,847	607	1,490	2,251	1,093	3,418	3,381	2,001	27,487
15歳未満	1,234	318	44	100	197	61	389	307	104	2,754
15～64歳	5,884	1,501	278	754	1,168	533	1,755	1,704	943	14,520
65歳以上	3,281	1,028	285	636	886	499	1,274	1,370	954	10,213
前期高齢者	1,645	558	179	339	472	269	614	667	490	5,233
後期高齢者	1,636	470	106	297	414	230	660	703	464	4,980

資料：住民基本台帳調査（令和4年3月末現在）

(3) 世帯・65歳以上の高齢者のいる世帯・高齢単身世帯

世帯数は年々増加傾向にありましたが、令和4年（2022年）には減少に転じています。

一方で、65歳以上の高齢者のいる世帯及び高齢者単身世帯は増加傾向にあります。特に高齢者単身世帯数は、平成29年（2017年）と令和3年（2021年）を比較すると約1.5倍に増加しています。



区 分	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)
世帯数 (世帯)	11,414	11,485	11,504	11,432	11,452	11,449
65歳以上の高齢者のいる世帯	6,559	6,665	6,697	6,764	6,777	6,857
高齢単身世帯	1,210	1,260	1,296	1,670	1,769	1,868

資料：市民課（各年3月末現在）・角田市主要施策の成果

図表 (参考) 地区別世帯数

区 分	角田地区	横倉地区	小田地区	枝野地区	藤尾地区	東根地区	桜地区	北郷地区	西根地区	計
世帯数 (世帯)	4,533	1,207	247	656	838	424	1,442	1,350	752	11,449
65歳以上の高齢者のいる世帯	2,259	713	186	422	583	321	880	896	597	6,857
高齢単身世帯	766	220	47	96	162	62	211	166	138	1,868

資料：市民課（令和4年3月末現在）

第2節 角田市の福祉を取り巻く概況

角田市地域福祉計画より一部引用

1 子ども・子育て

(1) 就学前児童数

就学前児童数は減少傾向にあります。出生者数は令和元年（2019年）以降、僅かずつ減少の傾向となっています。高齢者人口が大きく増加している中、生産年齢人口や年少人口は減少傾向が続き、少子高齢化の構造が顕著となっています。

図表 就学前児童数
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
就学前児童数 (人)	1,075	1,008	967	901	854	822
0歳児	166	139	146	128	111	115
1歳児	148	172	144	141	132	122
2歳児	168	154	167	139	142	132
3歳児	190	168	160	163	145	141
4歳児	189	189	166	162	164	150
5歳児	214	186	184	168	160	162

資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

(2) 放課後児童クラブの利用者数

平成29年（2017年）以降の放課後児童クラブの利用者数は、令和元年（2019年）まで増加傾向がみられますが、その後は減少傾向となっており、令和4年（2022年）の利用者数は275人となっています。

図表 放課後児童クラブの利用者数
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
放課後児童クラブ利用者数 (人)	327	328	347	289	283	275

資料：子育て支援課（各年5月1日現在）

2 高齢者（要介護認定者）

（1）被保険者・要介護認定者・認定率

介護保険被保険者数及び要介護認定者数については増加の傾向となりますが、要介護認定者数について当面は1,750人前後で推移するものと見込まれています。

図表 被保険者・要介護認定者・認定率
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
総数 (人)	9,780	9,943	9,996	10,076	10,137	10,172
1号被保険者 (人)	9,745	9,906	9,958	10,039	10,098	10,135
2号被保険者 (人)	35	37	38	37	39	37
認定者数 (人)	1,752	1,780	1,756	1,792	1,743	1,725
要支援	436	444	430	457	439	426
要支援1	160	165	161	163	168	170
要支援2	276	279	269	294	271	256
要介護	1,316	1,336	1,326	1,335	1,304	1,299
要介護1	335	309	312	320	342	361
要介護2	309	318	322	299	274	281
要介護3	264	275	279	291	258	239
要介護4	248	275	269	290	274	270
要介護5	160	159	144	135	156	148
認定率 (%)	17.2	17.7	17.0	17.3	17.1	—

資料：介護保険事業状況報告（認定率のみ年報）・健康長寿課（各年9月末現在）

（2）認知症高齢者数

認知症高齢者数については概ね年々増加傾向にあり、令和3年（2021年）10月末現在では1,481人となっています。

図表 認知症高齢者数
(平成29年(2017)～令和3年(2021))

区 分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
認知症高齢者数	1,382	1,389	1,421	1,519	1,481
自立度(Ⅱ)	838	824	880	964	949
自立度(Ⅲ以上)	544	565	541	555	532

資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」（各年10月末現在）

3 障害者（手帳所持者）

（1）障害者手帳所持者

本市に在住する障害者数（手帳交付者）は、令和4年（2022年）現在で1,639人、総人口の6.0%（令和4年（2022年）住民基本台帳総人口（27,487人）に対する割合）を占めています。障害種別についてみると、身体障害者手帳所持者が障害者全体の63.7%を占めています。

図表 障害者手帳所持者
（平成29年（2017）～令和4年（2022））

区 分	平成29年 （2017）	平成30年 （2018）	平成31年 （2019）	令和2年 （2020）	令和3年 （2021）	令和4年 （2022）
障害者手帳所持者（人）	1,711	1,753	1,837	1,656	1,628	1,639
身体障害者手帳所持者	1,169	1,178	1,228	1,046	1,038	1,032
療育手帳所持者	334	344	354	347	354	359
精神障害者保健福祉手帳所持者	208	231	255	263	236	248

資料：社会福祉課（各年3月末現在）

（2）身体障害者手帳所持者

本市における身体障害者手帳所持者数は平成31年（2019年）まで増加傾向がみられますが、それ以降は減少傾向にあります。手帳の等級別では各年「1級」が最も多く、令和4年（2022年）の所持者数は1,032人、障害別では、肢体不自由が身体障害のある人全体の半数近くを占めています。

図表 身体障害者手帳所持者（等級別）
（平成29年（2017）～令和4年（2022））

区 分	平成29年 （2017）	平成30年 （2018）	平成31年 （2019）	令和2年 （2020）	令和3年 （2021）	令和4年 （2022）
身体障害者手帳所持者（人）	1,169	1,178	1,228	1,046	1,038	1,032
1級	364	352	345	312	304	304
2級	177	178	188	158	154	155
3級	194	200	216	179	178	175
4級	261	272	297	244	251	247
5級	91	94	97	81	87	88
6級	82	82	85	72	64	63

資料：社会福祉課（各年3月末現在）

図表 身体障害者手帳所持者（障害別）
（平成 29 年（2017）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
身体障害者手帳所持者（人）	1,169	1,178	1,228	1,046	1,038	1,032
視覚障害	62	62	55	51	54	53
聴覚・平衡機能障害	127	128	126	114	106	105
音声・言語・そしゃく機能障害	16	17	22	18	17	12
肢体不自由	582	583	604	496	486	484
内部障害	382	388	421	367	375	378

資料：社会福祉課（各年 3 月末現在）

（3）療育手帳所持者

平成 29 年（2017 年）以降の療育手帳所持者数は概ね年々増加傾向にあり、令和 4 年（2022 年）の判定別では、重度である A 判定の方より B 判定の方が多く、療育手帳所持者の 6 割以上を占めています。

図表 療育手帳所持者（判定別）
（平成 29 年（2017）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
療育手帳所持者（人）	334	344	354	347	354	359
A	124	129	130	126	123	126
B	210	215	224	221	231	233

資料：社会福祉課（各年 3 月末現在）

（4）精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和 2 年（2020 年）まで増加傾向にあり、その後は増減推移がみられ、令和 4 年（2022 年）では 248 人となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）
（平成 29 年（2017）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
精神障害者保健福祉手帳所持者（人）	208	231	255	263	236	248
1 級	41	38	40	31	28	31
2 級	114	125	139	140	133	137
3 級	53	68	76	92	75	80

資料：社会福祉課（各年 3 月末現在）

(5) 療育手帳取得状況（子ども）

平成 29 年（2017 年）以降の療育手帳取得数は概ね年々増加傾向にあり、令和 4 年（2022 年）の判定別では、重度である A 判定の方より B 判定の方が多く、療育手帳取得数の 7 割以上を占めています。

図表 療育手帳取得状況（判定別）
（平成 29 年（2017）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
療育手帳取得数 (人)	29	31	37	20	40	21
A	9	7	7	3	12	5
B	20	24	30	17	28	16

資料：子育て支援課（各年 3 月末現在）

4 生活保護世帯・人員

平成 29 年（2017 年）以降の生活保護世帯数及び生活保護人員数は増減推移がみられ、令和 4 年（2022 年）では生活保護世帯数は 95 世帯、生活保護人員数は 120 人となっています。

図表 生活保護世帯・人員
（平成 29 年（2017）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
生活保護世帯数 (世帯)	84	91	91	85	90	95
生活保護人員 (人)	106	114	111	103	109	120

資料：社会福祉課（各年 3 月末現在）

5 安全安心

平成 29 年（2017 年）以降の市内の自主防災組織数は、平成 30 年（2018 年）まで増加傾向にあり、令和 4 年（2022 年）では 79（83）組織となっています。

また、犯罪認知件数は、増減推移がみられ、令和 3 年（2021 年）では 74 件となっており、平成 27 年（2015 年）の件数の半数以下となっています。

図表 自主防災組織数・率
（平成 29 年（2017）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
自主防災組織数 ^{※1} (組織)	79 (87)	80 (88)	80 (88)	80 (88)	80 (88)	79 (83)
自主防災組織率 ^{※2} (%)	94	95	95	95	95	89

※1 自主防災組織数の丸カッコ内は対応する行政区数。

※2 自主防災組織率は行政区数に対する割合。

資料：防災安全課（各年 3 月末現在）

第3節 地域福祉の担い手の現状

1 民生委員児童委員

平成 29 年（2017 年）以降の民生委員児童委員についてみると、令和 4 年（2022 年）では民生委員が 81 人、主任児童委員が 7 人となっています。

また、相談内容別に相談件数をみると、令和 4 年（2022 年）において、「在宅福祉」が 155 件と最も多く、「その他（高齢関係）」が 118 件、「日常的な支援」が 102 件と続きます。

図表 民生委員児童委員数
（平成 29 年（2017）～令和 4 年（2022））

区 分	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)
民生委員 (人)	78	79	80	81	81	81
角田地区	23 (24)	24 (24)	24 (24)	24 (24)	24 (24)	24 (24)
横倉地区	5 (6)	5 (6)	6 (6)	7 (7)	7 (7)	7 (7)
小田地区	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
枝野地区	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)
藤尾地区	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)
東根地区	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)
桜地区	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)	8 (8)
北郷地区	9 (9)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	9 (9)
西根地区	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10 (10)	10 (10)
主任児童委員 (人)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	6 (7)	7 (7)	7 (7)

※丸カッコ内は定数

資料：社会福祉課（各年 3 月末現在）

図表 民生委員児童委員相談件数（相談内容別）

区 分	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・ 母子保健	子どもの 地域生活	生活費	年金・保険
相談件数 (件)	155	53	14	4	4	0	6
	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な 支援	その他（高齢関係）	
	0	1	9	22	102	118	

資料：社会福祉課（令和 4 年 3 月末現在）

2 ボランティア団体・会員

ボランティア団体・会員数についてみると、令和4年（2022年）の団体数は36団体、会員数は1,418人となっています。

図表 ボランティア団体・会員数
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

区分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
団体数 (団体)	38	35	35	36	36	36
会員数 (人)	1,217	1,246	1,246	1,387	1,390	1,418

資料：角田市社会福祉協議会（各年3月末現在）

3 老人クラブ

老人クラブの会員数についてみると、クラブ数・会員数ともに年々減少傾向にあり、令和4年（2022年）ではクラブ数が35団体、会員数は923人となっています。

地区別にみると、桜地区がクラブ数・会員数ともに最も多く、令和4年（2022年）ではクラブ数が8団体、会員数は233人となっています。

図表 老人クラブ・会員数
(平成29年(2017)～令和4年(2022))

区分	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)
クラブ数 (団体)	49	46	43	41	40	35
会員数 (人)	1,456	1,326	1,211	1,130	1,049	923

資料：角田市社会福祉協議会（各年3月末現在）

図表 老人クラブ・会員数（地区別）

区分	角田 地区	横倉 地区	小田 地区	枝野 地区	藤尾 地区	東根 地区	桜 地区	北郷 地区	西根 地区
クラブ数 (団体)	7	0	0	0	7	5	8	2	6
会員数 (人)	220	0	0	0	149	118	233	32	171

資料：角田市社会福祉協議会（令和4年3月末現在）

第4節 地域福祉にかかる主要課題の整理

角田市地域福祉計画より抜粋

1 生きがいを持って暮らせる地域づくりに向けて

(1) 地域福祉への理解・関心

- 誰もが安心して暮らせる地域づくりには、福祉関係機関・団体はもちろん地域住民相互の助け合いや支え合いの活動が不可欠であり、そのためには多くの市民が地域福祉に対する理解を深めることができるよう、様々な機会を通じて地域福祉への理解や福祉への関心を深める取組が求められます。

(2) 地域活動・ボランティア活動への参加

- 市民意識調査では、ボランティアやNPO活動、地域活動に“関心がある”（「とても関心がある」、「ある程度関心がある」）と回答した方は、5割強（52.8%）である一方で参加については、「参加したことがない」が55.7%と最も高く、「参加することができない」（13.2%）を合わせると7割近く（66.0%）参加経験がないと回答しています。
- ボランティア活動やNPO活動、地域活動に「参加したことがない」、「参加することができない」理由としては、「仕事や家事、育児、介護等、ほかにやることがあって忙しいから」、「何を、いつ、どこでやっているのかわからないから」をその理由として挙げており、今後様々な世代の市民が自発的な動機で活動に参加する機会を増やすことは、地域福祉を推進するうえで重要なことであることから、今後はボランティア活動へ参加しやすい環境を整えていくことも重要となります。

(3) 地域での活動を担う人材の育成、地域福祉活動団体への支援

- 本市の地域における支え合いは、自治会活動をはじめ、民生委員児童委員、ボランティア団体など、多様な主体によって行われていますが、担い手の不足や固定化、高齢化が懸念され、活動を担う人材の育成に努める必要があります。
- 地域福祉活動を進めるために「人」の力は欠かせません。活動団体への調査では、多くの団体で「活動のマンネリ化」、「スタッフ不足」といった課題を抱えており、持続可能な活動に向けたマンパワーの確保は、今後ますます重要となります。

2 身近なつながりの持てる地域に向けて

(1) 地域とのつながりの希薄化

- 市民への市民意識調査結果から、近所の人との付き合いについて、「ある程度付き合い合っている」と回答する割合が、回答全体では45.8%を占める一方で、若い世代や働き盛りの世代など、20歳未満～40歳代にかけては「あまり付き合い合っていない」と回答する割合が高くなっており、地域とのつながりの希薄化が懸念されます。
- 世帯状況の推移からは、今後核家族化、ひとり暮らし世帯、高齢者世帯の増加などにより、周囲の気づきやつながりを維持していくことが難しくなると考えられます。そのため、気軽に誰かと話をしたり、集える場合は、地域の中で孤立するリスクを大きく低下させ、身近なつながりの持てる地域の拠点、困りごとをすくい上げる機会として期待されます。

(2) 身近な関わりがつなぐ支え合いの輪

- 市民意識調査から、将来に対して「自身や家族の健康」、「収入・家計」、「介護」、「災害」など、様々な不安を抱えています。また、主な相談相手は「家族」、「友人・知人」であり、市民の様々な悩みや困りごとに「我が事」として関わる支え合いは、支援につながる第一歩として、引き続き重要となります。
- 民生委員、社会福祉協議会は、相談や専門機関への身近なつなぎ役として期待されており、各団体と連携を図りながら、必要な相談や支援につなぐ支え合いの輪を広げていくことが重要となります。

3 社会福祉協議会における地域福祉活動の推進について

(1) 現在の状況にあった地域福祉活動の展開

- 市民意識調査から、社会福祉協議会の事業について、前回の策定時よりも「ボランティアセンター事業」「児童クラブの運営」「ブックスタート事業」「生活福祉資金」「フードバンク」などの割合が高くなっていました。災害時等緊急時の対応、子育て支援、コロナ禍での対応など、社会の状況に応じた地域福祉活動を展開していくことが重要だと考えます。

4 様々な困りごとを相談や支援につなぐ仕組みづくりに向けて

(1) 福祉サービスの利用につながる仕組み・質量の確保、向上

- 困ったときにいつでも情報の入手や気軽に相談ができ、必要な支援につながるよう、わかりやすい情報の発信や身近な相談支援体制が必要です。
- 福祉サービスの利用に関しては、福祉サービスを必要とする人が情報を入手しやすい仕組みづくりとともに、サービス利用希望者が自らの意思でサービスを選択できるよう、利用しやすい仕組みづくりや希望するサービスの質・量の確保、向上が求められています。

(2) 制度の狭間にある市民への対応・包括的な支援の構築

- 高齢者・障害のある人、子育て家庭、特別な支援が必要な子どもといった対象ごとの課題に加え、孤立、自殺、虐待の社会問題化、子育てと介護の同時進行や高齢の親と無職独身の子の同居といった複数の課題を同時に抱えるケースなど、市民が抱える課題が複合化・多様化しつつあり、現行の制度では解決が難しくなっています。
- 様々な福祉課題に対して支援を必要とする人に必要な支援につなげられるよう、地域住民による支え合いと行政による公的な支援を連動させるなど、多様な主体により、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制（ネットワーク）を構築し、切れ目のない支援を実現することが求められています。

(3) 多様な媒体、機会による福祉に関する情報の発信

- 福祉サービスの利用に関しては、福祉サービスを必要とする人や福祉活動に参加を希望する人が必要とする情報を入手しやすい仕組みが重要です。市民意識調査による今後の市の福祉情報の入手方法としては、「市の広報紙」、「市のホームページ」を上位に挙げているほか、「回覧板」や「公的機関の窓口（市の窓口等）」など、年齢層によって入手する手段は様々です。
- 福祉に関する情報については、利用者や家族が主体的に選択・利用できるような様々な媒体、機会を通じてより多くの人に確実に情報を届けることが重要であり、定期的に新しい情報を発信するほか、必要とする人が入手しやすい媒体や機会を用いるとともに、誰にでもわかりやすい情報を発信する必要があります。
- 特に若い世代ではインターネット等を通じて“情報を探しやすくする”こと、年齢層が高まるとともに、民生委員や回覧板等“情報を受けやすくする”ことも重要です。

5 いつまでも安全・安心して暮らせる地域づくりに向けて

(1) 安全安心な地域社会

- 地域の安全と住環境の向上はよりよい地域生活に不可欠な要件であり、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、高齢者や障害のある人への住まいへの対応をはじめ、日ごろからの市民同士の支え合いを非常時や緊急時においても発揮できるよう、一層の地域安全対策を進めていくことが必要です。
- 市民意識調査では、災害時の支援の取組に対し思うこととして、「地域と行政が協力して取り組んでいくことが望ましい」が6割(59.1%)占めるなど、地域と行政の協働による安全・安心の構築を望む意向が高く、今後は災害時の避難支援等、地域と行政がともに協力して安全・安心を確保していくことが求められます。

(2) 互いを認め合う社会・共生の地域づくり

- 市民意識調査では、地域社会の中に障害のある方への差別・偏見について、「はい(あった)」は19.6%を占め、差別・偏見がうかがえる一方で、接する市民も重視する考えや意識していることは様々です。
- こうした相互の認識の違いが偏見や互いにとってのバリア(障壁、垣根)にならないよう、相互に認め合い、理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこころのバリアフリー化を推進することは、すべての人が自分らしく生きることができると社会(共生社会)の実現を目指すためにも重要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念・基本方針

1 基本理念

暮らしの中で関わり合う家族や地域の人々とのつながり、社会とのつながりを保ち、住み慣れた自宅や地域とともに「生活」することは、本協議会の目指す地域福祉を推進するうえで、これからも大切にしていきたい共通意識と考えます。

そこで、角田市と角田市社会福祉協議会が協働して目指す地域福祉の考え方として、次の基本理念を掲げます。

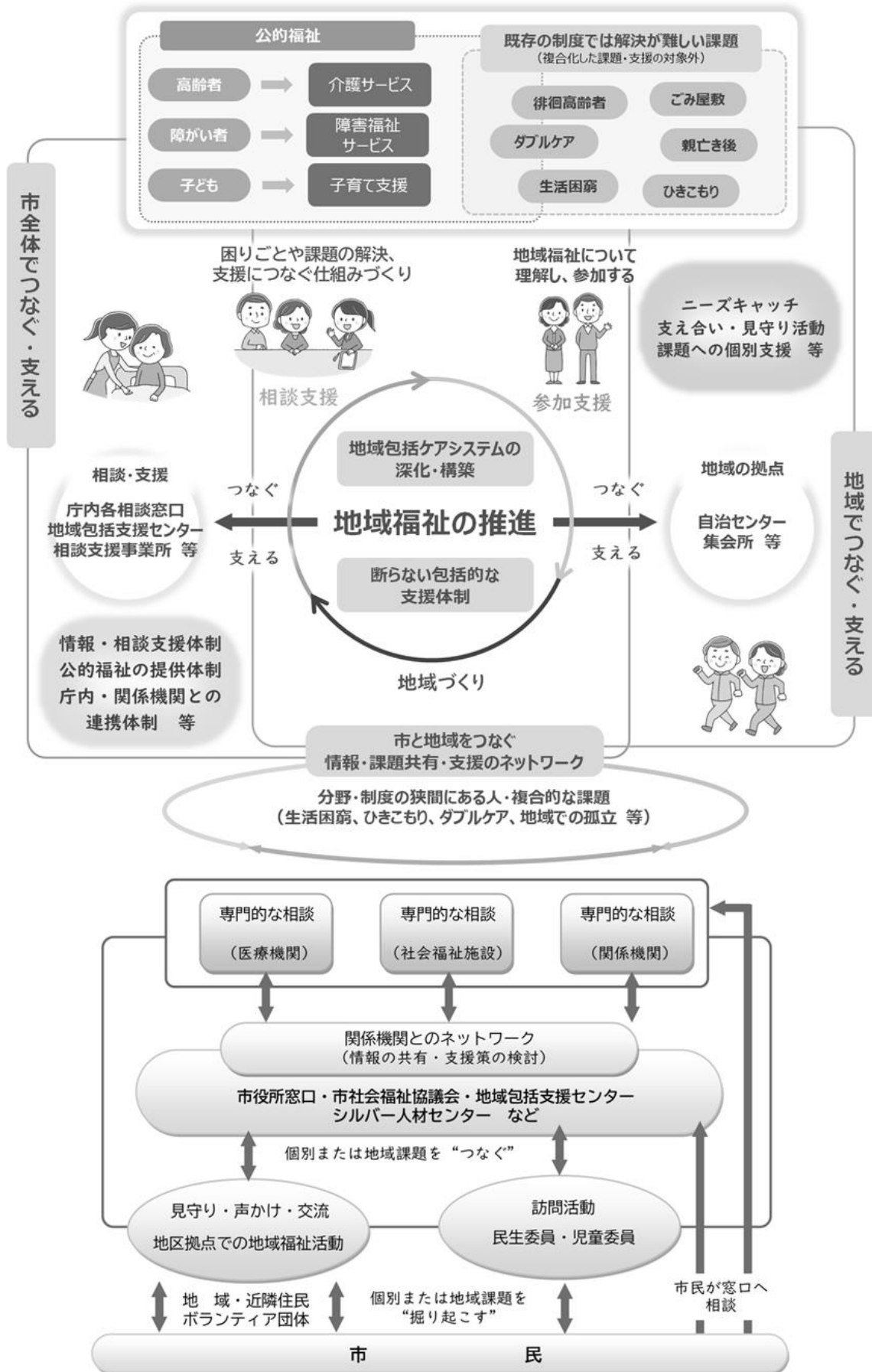
基本理念

自分らしく生き、ともに助け合い活かし合う
地域づくりを進めていこう



住み慣れたこの地域で、子どもから高齢者まで、男性も女性も、障害のある人もない人も、誰もが社会的な差別や偏見、疎外感を受けることなく尊重し合い、個人や家庭、地域コミュニティ、ボランティア、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、困ったときには支援につなぐ手段（福祉システム）を確立することで、自立に向けた一人ひとりの努力と、重層的な支え合いのあいまった“これからもこの地域で自分らしく生き、ともに助け合い活かし合う”持続可能な共生社会を目指します。

図表 地域福祉の推進・支援につなぐ手段（福祉システム）イメージ



2 基本方針

本計画の基本理念「自分らしく生き、ともに助け合い活かし合う地域づくりを進めていこう」を実現するために、次の3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 地域福祉に関する意識を高めていこう

みんなが、住み慣れた地域で安心して生活するためには、一人ひとりが自分らしく生きがいを持つことが必要です。

住民が地域福祉に対する意識を高めることで、お互いが支え、支えられる関係をつくり、また、それぞれが地域の中で役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けた地域づくりに進んでいくと考えます。

基本方針2 とともに助け合い活かし合うための場づくり人づくりを進めていこう

お互いに生活を支え合うことができるような地域づくりのためには、地域住民が自らの生活基盤である地域での生活課題を認識し、自らその課題解決の担い手として主体的に関わることが重要になります。

福祉や防災を切り口として、地域福祉を進めるためのさまざまな場面で住民の力を生かすため、地域福祉活動における「場づくり」、「人づくり」を進めます。

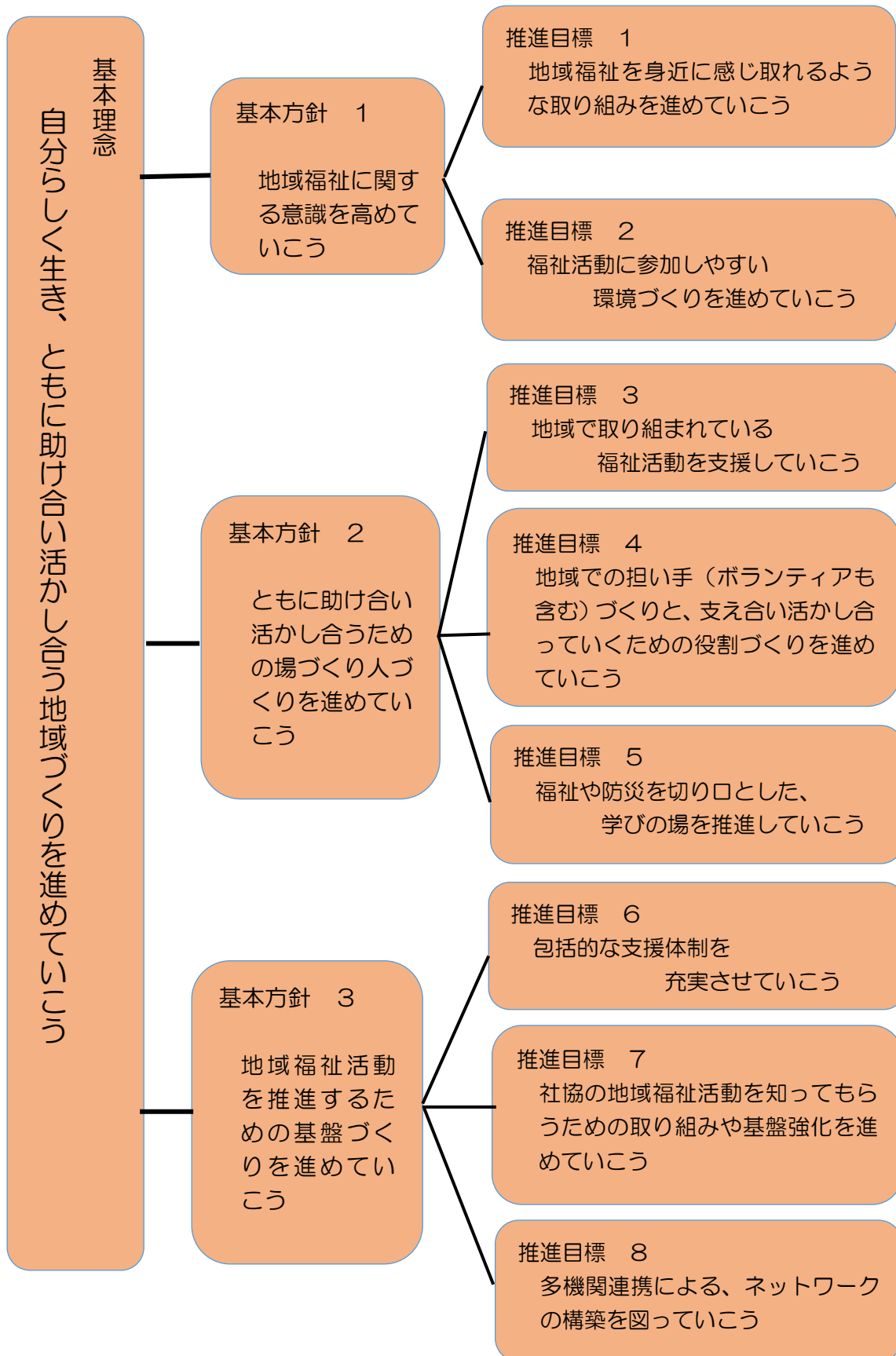
基本方針3 地域福祉活動を推進するための基盤づくりを進めていこう

誰もが地域で自立した暮らしができるよう支援を充実させていくためには、生活基盤を支えるための体制の構築や、情報の共有、地域福祉活動をするための資金の確保、関係機関との連携などが必要になってきます。

支える側も支えられる側も安心できるような基盤整備を図っていきます。

第2節 計画の体系

社会福祉法人角田市社会福祉協議会 地域福祉活動計画 体系図

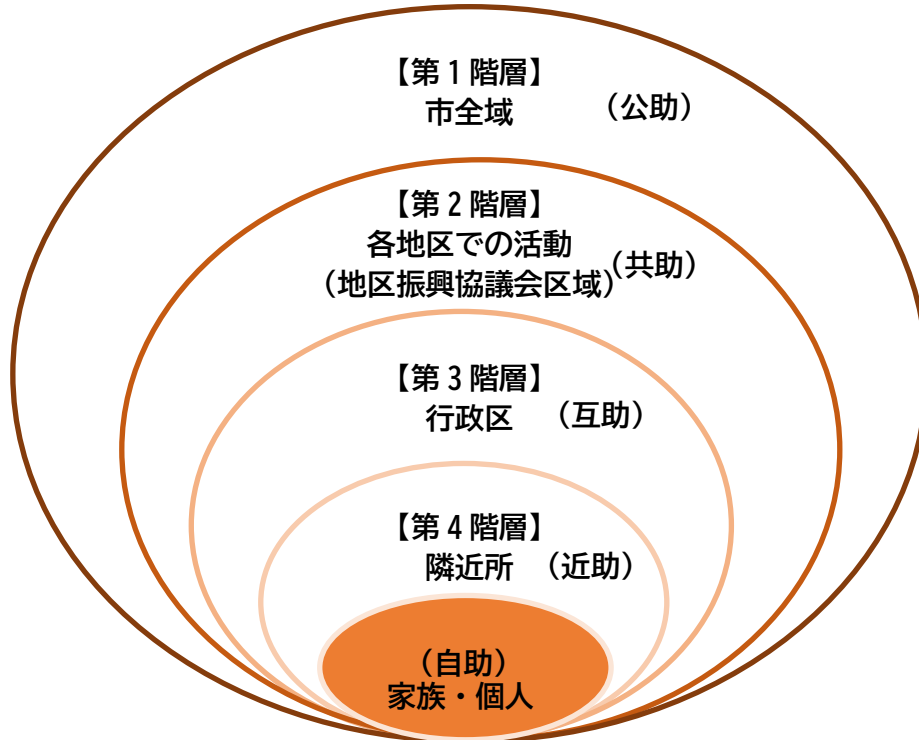


第3節 地域福祉を進めるための圏域

地域福祉を推進するうえで、一言で「地域」といっても、その捉え方は年齢や活動団体等によって異なることが考えられます。

そのため、地域福祉を推進するために必要な取組や仕組みづくりを効果的、効率的に展開していくために、以下のような4層構造の福祉圏域を設定し、地域福祉を推進します。

図表 「福祉圏域」のイメージ



○ 市全域【第1層】(公助の展開)

- ・地域福祉行政を全体的に調整する圏域であり、市全体の取組を推進するなど、広域的な調整を踏まえた圏域。

○ 各地区(地区振興協議会区域)を拠点とした圏域【第2層】(共助の展開)

- ・地区振興協議会区域における複数の行政区やその他の単位における活動など、地域拠点での交流を通じて、コミュニティ活動の推進や福祉施策、防災面において具体的な活動を行う圏域。

○ 隣近所～行政区の圏域【第3層・第4層】(互助・近助の展開)

- ・日常的な見守り活動や助け合い、災害時の安否確認や避難支援などを行い、身近な助け合いを行う圏域。
- ・ふだんからのあいさつや声かけを行うことで「顔の見える関係づくり」を行う圏域。

○ 家族・個人(自助の展開)

- ・個人や家庭による自助努力(自分でできることは自分です)、災害時に向けた日ごろの備えなど。

第4節 地域福祉における「担い手」の役割、支え合いの考え方

地域福祉の推進にあたっては、市民をはじめ、地域活動団体、関係機関、行政、社会福祉協議会などの多様な主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって協働で地域福祉を推進することが大切です。

そこで、本市における地域福祉の推進に関わる「担い手」として、市民、地域、行政、社会福祉協議会の役割を以下のとおり整理します。

また、ボランティア団体や福祉団体、事業者等がこれらに相互に関連、連携することで、多くの方が地域福祉の「担い手」となり、地域福祉を展開していくこととします。

1 市民の役割

地域福祉の主人公は市民であり、福祉サービスの受け手としてだけでなく、地域福祉の担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、ふれあい・支え合いに関わっていくことが期待されています。

2 地域の役割

市民が主体的に地域活動に参加するための基盤が地域であり、主として居住する行政区を、場合によっては、地区振興協議会区域における複数の行政区やその他の単位における活動を想定しています。地域住民が自らの生活基盤である地域における課題を認識し、自らその課題解決の担い手として主体的に関わり、支え合う地域社会をつくっていくための役割を担っています。

地域のつながりが希薄になる中で、地域活動やボランティアの活動に参加することで、安心して暮らせる地域づくりに大きな力を発揮することが期待されています。

3 行政の役割

市では、横断的な組織体制のもと地域福祉計画及び関連諸計画を計画的に推進し、公助の中心的な機関としての役割を果たしていくとともに、市民、地域、福祉団体、ボランティア団体、事業者、関係機関等の協働・連携による地域福祉の推進に取り組みます。

特に地域福祉推進の中核的担い手として位置付けられている社会福祉協議会との連携・協力のもと、一体となって進めていくことが求められます。

4 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織です。

そのため、地域の近助・互助・共助の力を高めていく本協議会の取り組みが必要と考えます。さらに、計画期間内における事業の評価、見直しについて、市民ニーズや社会環境の変化に即した計画の進捗管理を行います

そのため、市の連携・協力のもと、きめ細かな地域福祉活動を展開し、地域福祉活動計画に定める諸活動を積極的に推進していく役割が求められています。

第4章 地域福祉の推進に向けた取り組みについて

計画の推進・実行にあたって

1 計画の周知・啓発

地域福祉は、角田市や社会福祉協議会だけでなく、地域に関わるすべてのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。

このため、本計画で示した基本理念や役割、考え方について、地域住民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、ホームページ等を通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

2 計画の推進と評価

計画の推進にあたっては、市民の代表者、地域活動団体の代表者及び有識者等で構成する「角田市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、国の福祉制度改革の動向も十分に見極め、関連計画等を策定している角田市や宮城県社会福祉協議会とも連携を図りながら、推進体制の整備と計画の点検・評価を行います。

また、本計画は、住民とともに地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。

3 角田市との連携

本計画を踏まえた地域に密着した生活課題の解決に向けて、具体的な取組を進めるため、角田市との連携を密に図り、地域福祉の一体的な推進を図っていきます。

推進目標 1

地域福祉を身近に感じ取れるような取り組みを進めていこう

現状と課題

- ・今までの「福祉」というと、支援が必要な方々が必要とするものという考え方がありました。
- ・これまでは家族や隣近所が助け合い、様々な問題（例えば高齢・子ども・母子・単身の方の生活困窮等）を解決し、それでもどうしても解決できない問題を、行政や制度が解決するという方法をとってきました。しかし、近年、地域における結びつきが弱くなり、地域コミュニティ維持が難しくなってきた、行政だけの力だけではすべての問題に対応することは困難となっています。
- ・地域には、地縁の中心となる行政区のような団体や、地域ごとに特定の目的がある自主防災組織のような団体、また、NPO 法人等があります。現在、それらの団体同志の連携をとることが難しくなっています。
- ・超高齢社会の到来に伴い、介護する側（介護の人材不足等の問題等）、介護される側の問題（施設待機者の増加）など、地域に住む住民一人ひとりが身近に関係するケースが増えてくると考えられます。地域住民としての見守り等の対応も求められてきています。
- ・市民アンケートにおいては、「地域で困っている方がいた場合、手助けできると思うこと」について「安否確認」と回答した割合が平成28年実施時には48.8%であったのに対し令和4年実施時には65.8%と増えていますが、「過去1年間に手助けしたこと」では「手助けしたことがない」が最も高く47.3%、次いで「安否確認」が24.6%となっており、必要性を感じながらも実行することが難しい環境であることが窺えました。
- ・今後、福祉課題を解決するためには、防災を含め地域における見守りのネットワークを強化する必要があります。

今後の方向性

- ・今後、地域の関係や団体同志の繋がりを強化していく必要があります。
- ・市民が気軽に参加できる場を作り、福祉問題についていろいろ話せる場を増やして

具体的な取り組み

○社協としての取り組み

- 福祉教育（学習）のより一層の充実を図っていきます。
今後も児童、生徒に対して、福祉の心を育成するための試みを進めていき、くらしのなかの地域福祉を身近に感じられるような福祉学習に取り組みます。
- 障害・認知症等支援が必要な方への理解を深める取り組み
今後、地域では支援を必要とする方々が増えていきます。今後、どのような支援が必要なのか、実態を把握しながら住民向けのフォーラムや研修等を実施し、地域福祉をより身近に感じられる環境作りを目指します。
- 市民への周知
広報紙、ホームページの掲示板等の媒体を使って、社会福祉協議会の活動内容を知っていただけるよう、市民にわかりやすく地域福祉の情報を伝えていきます。

○角田市や関係機関と連携しての取り組み

- 福祉学習の充実に対しての連携、協力
今後も角田市と連携しながら、地域福祉が身近に感じられるような福祉学習の取り組みを充実させていきます。
- 障害・認知症等支援が必要な方への住民の理解を深める取り組みに対して、関係機関と連携を図っていきます。
- 住民に対して福祉について学ぶ場を提供する生涯学習と連携しながら、外部講師、有識者や支援者から、地域の福祉課題の現状を伝えていきます。

○みんなで一緒に取り組みましょう

- 角田市地域活動福祉計画の「福祉とは」のところに「**⑤**だんの**④**らしの**①**あわせ」と捉え方が説明されています。それを実現させるためにも、地域の人々との交流が大事になってくると思われます。皆さんの隣近所でも、普段からの声かけ・あいさつなどから身近なつながりを広めましょう。
- 地域で様々な活動が行われています、皆さんも参加してみましょう。

推進目標 2

福祉活動に参加しやすい環境づくりを進めていこう

現状と課題

- 市民アンケートにおいて、「地域福祉に関するボランティア活動」について「参加している、または参加したことがある」という回答が第1期目には40.5%だったのに対し、第2期目には26.8%と、ボランティア活動への関わりが減少傾向にあることがわかりました。参加したことがない（できない）理由としてはどちらのアンケートも「仕事や家事、育児等で忙しい」という時間的余裕がないことが上位を占めており、住民の福祉活動に対する意識は高いものの、具体的な行動には至っていない状況にあることが窺えます。
- 地域の中では、様々な福祉活動を行っている団体や資源が多くあります。市民アンケートでも「自由に交流できる場や活動の拠点をつくる」が上位になっており、今後この意見を生かしながら、活動拠点を住民とともに作っていく必要があります。
- 社協には放課後児童クラブや障害者、高齢者デイサービスの事業を運営していることで、ボランティア体験を受け入れる環境があり、これら資源を地域でも活用できる工夫が必要となっています。
- 地域の企業等に対しても、社会貢献活動としての福祉活動の意義を理解いただき、活動の場として活用することも検討していく必要があります。
- 障害を持った方々も、様々な違いやハンディはあるものの、角田市の住民の一人であることに変わりはありません。地域の方々の協力によって、今後自立して生活をしていく環境づくりが必要です。

今後の方向性

- 地域で気軽に参加できるボランティアの育成、支援を図り、活動するための環境づくりを進めます。
- 身近な相談窓口を設け、住民と行政や社協との顔の見える関係づくりを目指します。
- ボランティアに興味のある住民の方を活動につなげられるよう、ボランティアの育成や活動に関する仕組みづくりを進めていきます。

具体的な取り組み

○社協としての取り組み

- 社会貢献活動の一環として、ボランティア育成や支援を一層充実させるため、社協では、障害者就労支援施設「のぎく」や高齢者福祉事業の生きがいデイサービス、子ども福祉活動事業である放課後児童クラブにおいてボランティア活動を推進し、小中高生向けにボランティア育成をしていきます。
- 福祉活動の情報提供や支援として、誰もが安心して暮らし続けられる角田市を目指し、民生委員・児童委員等との連携により、福祉活動の情報を提供していきます。
- 施設の利用者も地域と関わる活動にこれから参加していく場を増やしていくとともに、福祉施設に興味がある方が、施設の行事等に気軽に参加できるようにしていきます。
- 市民アンケートによると「地域福祉活動やボランティアを始めるきっかけ」で、行政や社協の発行する広報紙と答えた割合が6.1%とあります。読みやすくかつ情報提供できるような広報紙を発行することで、ボランティアをしたい方とボランティアを求める方のつなぎ役として取り組みを進めていきます。

○角田市や関係機関と連携しての取り組み

- 市と社協が共催し講座を開催します。（例えば、防災に対するイベントなど）
- 高齢者や障害者（児）等を支援する福祉団体とボランティアが活動できる機会を確保するための協力等をしていきます。

○みんなで一緒に取り組みましょう

（例えば）

- 家の周りのゴミ拾いから始めてみましょう。（角田市で実施している、市内一斉クリーン作戦に参加してみるなど）
- 高校生は、放課後の時間にしてみましょう。
- 小学生を持つ保護者 子どもさんが学校に行っている時にやってみましょう。
- 時間がなかなか取れない方は、休日を利用してやってみましょう。
- 空いている時間を使って、ちょこっとボランティア（ちょこボラ）を始めてみましょう。（「のぎく」「生きがいデイサービス」「放課後児童クラブ」で無理のない時間でのボランティア）

推進目標3

地域で取り組まれている福祉活動を支援していこう

現状と課題

- 市内の多くの場所で、様々な形態の福祉活動が展開されています。必要かつ生活に根差したものなどがある中、人の確保や財政面などの理由で、なかなか拡がらない活動がまだまだあることも現状です。
- 地域包括ケアシステム（住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供）の構築を進めていく上で、いつまでも元気に暮らすために地域住民による生活支援や介護予防活動の推進が示され、地域での支え合い活動の必要性が改めて見直されています。
- 角田市内での地域の居場所の一つとして、高齢者サロンや関係機関や団体によるカフェなどの交流活動が展開されるようになってきましたが、地区ごとの参加者及び支援者の高齢化、コロナ禍による活動自粛や会場までの移動方法の確保ができない等、多くの課題がまだあります。
- 市民アンケートでも、「ボランティア活動や地域活動をしたことがない」という方が、第1期目策定時では58.6%だったものが、第2期策定時でも、55.7%と、引き続き半数以上となっており、地域活動に参加できるような環境づくりなどの取り組みが喫緊の課題といえます。

今後の方向性

- 住民に知っていただけるよう、地域活動の”見える化“を進めていきます。
- 地域活動を長く続けることができるよう、関係団体との横のつながりを強化して、日頃からの関係性を継続していけるような活動を図っていきます。
- 高齢者サロン等の居場所だけでなく、住民同士のさりげない居場所等の地域ごとのつながりについても大切にしていきます。
- 地域活動に参加しやすいような環境整備を図りながら、地域の新たな“担い手づくり”に取り組んでいきます。

具体的な取り組み

○社協としての取り組み

- 生活支援体制整備事業の取り組みとして、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が継続して地域を回り、日常生活で地域の人に手助けしてもらうことや住民の生活課題等を把握していきます。
- 地域ふれあい事業（サロン活動への支援）や地域ささえあい事業（生活困窮世帯・被災世帯・子どもの出生世帯・地域活動への支援）を通して、住民及び地域の福祉活動などを運営面・財政面から支援していきます。
- ボランティア活動や地域活動に参画できるような人材を育成していきます。

○角田市や関係機関と連携しての取り組み

- サロン活動などが、停滞やマンネリ化しないよう、ボランティア向け研修会の開催や資金的援助の情報提供等、活動を続けるための支援を充実させていきます。
- 地域福祉フォーラム等を通じて、地域活動の発表や学ぶ場面を作っていながら併せて関係機関や実施団体との連携強化を図っていきます。
- コロナ禍でのサロンの運営方法を周知していきます。

○みんなで一緒に取り組みましょう

- 自分の地域のすばらしいところを再確認してみましょう。
- 自分の住んでいる行政区や地区で実施しているイベント等（防災訓練や公園の清掃、花壇づくりなど）に積極的に参加してみましょう。
- 地域を支える仲間を増やしていきましょう。（近所での声かけ等を通じて）
- 今、取り組んでいる地域活動を大切に守っていきながら、この地域ですっと暮らししていくために必要な地域での取り組みとは何かを、一緒に考えていきましょう。

推進目標4

地域での担い手（ボランティアも含む）づくりと、支え合い
活かし合っていくための役割づくりを進めていこう

現状と課題

- ・定年制度の延長等による社会構造の変化に伴い、60歳を過ぎても仕事を持っている方が多いこともあり、地域活動の担い手が減少しています。
- ・市民アンケートでは、地域活動・NPO活動ボランティア活動をしたことがない、または参加することができないと答えた割合は68.9%と高くなっています。また、「参加したことがない」「参加することができない」の主な理由として、「仕事や介護などで多忙」や「何をすればよいかわからない」等の割合が高くなっていました。
- ・今後、地域活動の担い手の確保のためには、子どもの頃からの積み重ね学習に加え、主体となる人材を育成するのが大切であり、気軽に地域活動やボランティア活動に参加しやすい体制の構築が求められます。
- ・地域活動の担い手づくりや役割づくりを進めていくには、住民の主体性も必要となります。
- ・これからの支え合いの社会を構築するためには、将来の地域を担う若者の力が不可欠です。また、学校との連携や民生委員・老人クラブ・行政区等との各種団体による協力体制と福祉活動が重要となります。

今後の方向性

- ・地域の活性化には、人づくりがキーワードの一つと考えられ、新たな時代を担う人を育成していくことで、これからの地域づくりの活性化を図っていきます。
- ・地域によって、環境や活動状況、人材などが異なるので、その地域に見合った人づくり、場づくりを話し合いながら進めていきます。
- ・地域づくりや地域福祉の支える側、支えられる側の関係性を構築して、地域の実情に合わせた生活基盤の整備体制を拡充していきます。

具体的な取り組み

○社協としての取り組み

- 地域住民が、ボランティアを気軽にできるようにするためには、子どもの頃からの積み重ね（例：夏休みの福祉体験学習など）が大切になってくるので、引き続き推進していきます。
- 災害時などに市民への共助・互助・近助をいかしたボランティアセンターの強化・PR（様々な団体や関係機関との連携）を進め、誰もが役割を持った活動を展開できるようにしていきます。

○角田市や関係機関と連携しての取り組み

- 地域づくりの1つとして、地域住民と交流できるような機会を積極的に設けていきます。（お茶会やサロン、運動会、まつり、イベント等）
- 自ら積極的に様々な事業や交流の場に参加し、コミュニケーションを図れるよう、交流の場の地域づくりを応援・支援していきます。
- シルバー人材センターと協働して、つどいの場アンテナショップ憩を拠点とした人づくり、役割づくりを進めていきます。

○みんなで一緒に取り組みましょう

- お互いを活かし合えるような生活をしていきましょう。
- 地域においてイベント企画や研修・行事を実施し、地域活動の担い手の育成強化を図りましょう。【将来の老人クラブ・民生委員・行政区長などの地域活動の主体となる方々の育成】
- 小、中、高校生などの若い人たちが、気軽にできるボランティア活動（話し相手やゲームを一緒に取り組むなど）をきっかけにして、地域の行事（スポーツ大会やお祭りなど）などに積極的に参加してみましょう。

推進目標5

福祉や防災を切り口とした、学びの場を推進していこう

現状と課題

- 近年の少子高齢化社会の急速な進展に伴い、介護サービスを必要とする方々が増加する一方、高齢者を支えていく生産年齢人口（19歳～64歳）や地域の担い手が減少し、2025年問題（団塊の世代の方々が、75歳を迎える年）を踏まえ、人口減による人手不足に歯止めのかからない状態になっています。
- 福祉や防災への取り組みについて、教育は子ども、学習は大人という捉え方をする方もまだ多く、地域活動を通してみんなと一緒に福祉や防災について考えて学べる場が必要になっています。
- 令和元年東日本台風や、令和4年3月の福島県沖を震源とする地震などにより、角田市も大きな被害を受けてきました。阿武隈川の下流に位置する本市の住民は、今も水害への意識が高い状況にあります。万が一災害が発生した際、その場で判断することができる力を養うための取り組みも必要となってきます。
- 住民アンケートでも、自分が手助けできることについて、①安否確認の声がけ ②災害時の手助け ③話し相手 の割合が上位3つとなっていて、何かをしたいと思っている市民が多いことがわかります。

今後の方向性

- 福祉（ふだんのくらしのしあわせ）について、聞いたり考えたりする場面を、みんなで作っていきます。
- 角田市の関係課と連携を密にしながら、福祉や防災を切り口とした学びの場を作っていきます。
- お互いに支え合い活かし合うところを、改めて育てていきます。
- 災害時、自らの判断で行動に移すことができる意識付けを図れるよう取り組んでいきます。

具体的な取り組み

○社協としての取り組み

- 子どものうちから福祉や防災に触れることのできる取り組みを、“身につけていく”という視点から引き続き進めていきます。
(小学生・中学生・高校生向けの夏休みふくし体験、学校での福祉防災体験など)
- 地域の担い手を育成するために、若い世代や今まで関わりの少なかった年齢層へのアプローチを図っていきます。
- 地域での住民による支え合い活動を支援していきます。
- 東日本大震災での経験を生かして、近助・互助・共助だけでなく、自助を育む取り組みを進めていきます。(災害ボランティアセンター活動や、身につける防災など)
- 社協として福祉や防災について、みんなで一緒に推進していけるような基盤整備を併せて実施していきます。

○角田市や関係機関と連携しての取り組み

- 研修や訓練などを通じて、地域の支援を行います。
(角田市や日本赤十字社角田市地区、角田市共同募金委員会などと連携を図りながら)
- 福祉活動に携われる人材の確保及び育成を、関係機関とともに進めていきます。
- 災害時の取り組みについては、地域と行政が協力して取り組むのが望ましいという意見が多いので、お互いに連携を図れるような研修計画を作っていきます。
- 東日本大震災や令和元年東日本台風などの経験を生かして、防災訓練や研修の場を活用して自助・近助・互助・共助・公助を高められる取り組みをしていきます。

○みんなで一緒に取り組みましょう

- 地域での様々な活動に積極的に参加してみましょう。
- 子どもも大人も役割をもって一緒になって取り組める活動を企画して、実践してみましょう。(例えば夏まつりや、防災訓練など)
- 緊急時に支え合っていくために、日々の生活の中から自助・近助・互助・共助・公助について意識して、隣近所でも毎日の挨拶など日頃から声をかけあったり、困ったときは助けたり助けられたりできるような関係性を今からつくっていきましょう。(まずは隣近所同士で助け合う「近助」からの取り組み)
- 家庭の中で、改めて福祉(ふだんのくらしのしあわせ)や防災について、話し合ってみましょう。

推進目標6

包括的な支援体制を充実させていこう

現状と課題

- 昨今の経済状況から、生活安定資金や生活福祉資金などの滞納者を増やさないためにも、支援制度（フードバンク等）を利用することで、資金の貸し付けなどを利用しないで済むような仕組みづくりを進めていく必要があります。
- 第2期目の住民アンケートでは、「生活困窮者自立支援制度を知っている」人が市民の2割に満たないので、理解を広めていくようにするとともに、気軽に相談できる体制づくりが必要となってきます。
- 同様の住民アンケートより、「地区の民生委員児童委員、主任児童委員を知っていますか」では、全体で「知らない」の割合が40%となっており、地域での身近な相談役であり、つなぎ役の一人でもある民生委員児童委員の認知度を角田市と連携しながらさらに上げていく必要があります。

今後の方向性

- 生活困窮者自立支援を含む取り組みを切り口の一つにして、一人ひとりの状況にあったの関わりを通して地域づくりを進めていきます。
- 必要な支援を受けられる環境を整えていきます。
- 生活困窮者への各種支援策（フードバンクなど）を充実させていきます。

具体的な取り組み

○社協としての取り組み

- 様々な関係機関（角田市の担当課やコープフードバンク）と情報の共有や連携強化を推進していきます。
- 地域の支え合いに関する情報をホームページ等に掲載していき、サロン活動やボランティア団体などの地域の社会資源を把握して、顔の見える関係性を作っていきます。
- アンケートの結果から、もし暮らしの中で困ったときに、「社会福祉協議会へ相談したい」住民の割合が11%だったので、さらに高められるような取り組みをしていきます。

○角田市や関係機関と連携しての取り組み

- 地域の困りごとに対するサービス情報の提供を市の担当課などと随時発信していきます。
- 市民に生活上どのような悩みや問題・課題などがあるかを、今後聞き取り調査やアンケート等を実施し、住民の声や現状を把握・分析していき、住民や関係機関とともに、これからの住民主体による支え合い活動や互助活動などについて考える場を設けていきます。
- 住民からの相談（生活支援、子育て支援、障害者支援、高齢者支援など）を、ワンストップ体制でできるよう引き続き推進していきます。

○みんなで一緒に取り組みましょう

- 地域における課題や情報を共有し、連携強化に向けての交流の場（おしゃべり会・談笑サロン・定例会・座談会など）を開催し、行政区長や民生委員児童委員だけでなく、地域みんなで地域福祉の向上や促進などを考える機会をつくっていきましょう。

推進目標7

社協の地域福祉活動を知ってもらうための

取り組みや基盤強化を進めていこう

現状と課題

- 社会福祉協議会は社会福祉法第109条に規定された民間の社会福祉法人ですが、行政と密接した事業を実施していることもあり、住民からするとなかなか区別がつきにくく、社協の事業も行政の事業と思われることが多い状況にあります。
- 第2期目の住民アンケートを見ると、第1期目のアンケートより「社会福祉協議会を訪問・相談しかことがあるか」の割合が減少していることから、社会福祉協議会がどのようなことをしているのか知らない住民が増えてきていると考えられます。
- 同様にアンケートでは、「何を、いつ、どこでやっているのかが分からないから」という意見が多くみられたので、情報発信方法の再検討などが必要と考えられます。
- 社協会費については人口減に伴い、戸数等も減少となり、特に普通会費は減少すると思われることから、今後は安定的な資金の確保が重要となってきます。

今後の方向性

- 「福祉」に関わりの少ない若い年齢層にも福祉への理解と関心を高めながら社協の重要性が高まるような事業の実施を図っていきます。
- 地域住民と行政と社協が助け合い活かし合いながら地域活動に取り組んでいきます。
 - 人・・・地域福祉を進めるための人づくり。新たな年代層へのアプローチ
 - 物・・・新品だけでなく、リサイクルやリユースなどを取り入れての物の確保
 - 金・・・会費や寄付、共同募金の利用。民間資金等の活用
 - 情報・・・インターネットやSNSなどの有効活用などを有効に活用していくことをしながら、「社協」を身近に感じてもらえるような事業の実施に努め、周知を図っていきます。
- 地域福祉に関するボランティアやNPO活動、地域活動への関心が高いので、地域活動に取り組めるようなきっかけ作りをしていきます。

具体的な取り組み

○社協としての取り組み

- 「福祉」に関わりの少ない住民にも「社協」を知ってもらう一つの切り口として誰もが関わりある「防災」に関連する事業等を実施し、社協の認知度を上げていきます。
- 広報、ホームページ等あらゆる情報伝達手段の機会をとらえて、社協の事業が住民・企業等からの会費、共同募金の配分金等から成り立っていることの周知及びその必要性を知ってもらう取り組みをしていきます。
- 企業が積極的に社協に連携（人的・金銭的・物的など）できるよう様々な形でアプローチを図っていきます。
- 子育て世代を対象に実施している地域ささえあい事業の子育て支援金やブックスタート事業等を、今後も継続して実施し、子育て世代の支援を図りながら社協を知ってもらう取り組みを図っていきます。
- 小中高校生の福祉体験や、地域サロンの支援、在宅で百歳になった方にお祝いの花かごを贈呈する事業を今後も継続して実施し、社協が子どもから大人まで幅広い年齢層を対象とした事業を実施していることを知ってもらう取り組みを図っていきます。
- 地域福祉活動の大切な財源となる社協会費や共同募金（赤い羽根・歳末たすけあい）がこれからも維持できるよう、用途の明示など理解しやすいように工夫していきます。

○角田市や関係機関と連携しての取り組み

- 角田市、事務支援関係団体、施設等関係機関との連携を図りながら事業を実施し、社協の周知も併せて図っていきます。
- 角田市シルバー人材センターとの共同事業である「つどいの場アンテナショップ憩」の運営を通して、両団体の良さを活かしながら、住民の居場所づくりを進めていきます。

○みんなで一緒に取り組みましょう

- 角田市や社会福祉協議会の広報誌やホームページを、もう一度閲覧してみましよう。
- アンケートで「地域福祉に関するボランティアやNPO活動、地域活動への関心」について、関心があると答えた方が5割を超えていたので、情報をうまく入手しながら、地域活動に先ず参加してみましよう。

推進目標8

多機関連携による、ネットワークの構築を図っていこう

現状と課題

- 社協は行政区長、民生委員児童委員、老人クラブ等、何らかの関わりのある団体等との連携はある程度できていますが、企業や学校等とのつながりがまだまだ弱い状況にあります。
- 生活困窮世帯への支援について、生活安定資金や生活福祉資金の貸付、フードバンクは一定期間のつなぎとしての支援であり、長期的に解決に導くためには、市の生活困窮の担当課や関連機関による横断的な相談支援が必要であります。
- 市民アンケートでは、「お住いの地区の支えあいとして、どのような支援が必要ですか。」の設問に対し、「日頃の見守り、安否確認の体制」が52.7%と最も高い割合でした。改めて行政区長、民生委員児童委員や各団体との協力関係が重要であると同時に、割合の低かった掃除・ゴミ出しや子どもの世話などの割合を上げていくために今までとは違う多機関連携の構築が必要であります。

今後の方向性

- これまで関りの薄かった層の住民についても、参加しやすい事業を実施していきます。
- 市民アンケートでは、「暮らしの中で困ったときに誰かに相談したいですか。」の問いに対し、「社協」との回答も多く、相談窓口のひとつとしての周知がある程度図られていますので、今後はさらに些細な困りごとでも身近で気軽に相談できる窓口としての機能を充実させていきます。
- 一時的な支援で終わらないように、市の各担当課とのネットワークをより強化し、総合的な相談支援を目指します。

具体的な取り組み

○社協としての取り組み

- 行政区長、民生委員児童委員、老人クラブ等、これまである程度連携の取れてきた団体についても更に連携強化を図り、角田市の地域福祉推進を図っていきます。
- 企業や学校等、これまでつながりが弱かった層の団体等に「防災」等、関わりやすいテーマを切り口とした防災研修や防災体験を計画し、連携強化を図っていきます。
- 児童や生徒、学生等の若者が地域とつながりを持てるような事業を計画します。

○角田市や関係機関と連携しての取り組み

- 保健福祉関係のサービスを充実していくため、行政だけでなく、シルバー人材センター、民生委員児童委員協議会等の関係団体がお互いに情報交換しながら地域福祉の推進を図っていきます。
- 課題が複合的な生活相談については関連する担当課と連携し、相談窓口については行政、社協の区別なくワンストップサービスで解決出来るような体制を構築していきます。

○みんなで一緒に取り組みましょう

- 「地域福祉」の理解の周知を図るため「地域福祉フォーラム」等に参加するなどして、福祉への理解を高めていきましょう。
- 地域福祉の推進は行政サイドだけで出来るものではないので、災害時等まずは隣近所の助け合いが必要であることの周知を図り、普段からの声かけ・あいさつなど、出来ることから始めましょう。
- 市民アンケートでは、お住いの地区の支えあいとして、必要な支援について「日頃の見守り、安否確認の体制」が最も多い結果となりました。一人一人が地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や身近な困りごとの気づきに努めましょう。

角田市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人角田市社会福祉協議会（以下「本協議会」という。）が取り組む地域福祉の推進及び地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、角田市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、本協議会会長が委嘱する。

- (1) 市民の代表
- (2) 地域福祉活動者
- (3) 社会福祉関係団体・施設の役職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他、本協議会会長が必要と認めた者

(協議)

第3条 委員会は、本協議会会長から諮問された次の事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) その他、目的達成のために必要な事項。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱した日から計画策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時又は欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。但し、最初に招集される委員会は、本協議会会長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(費用弁償等)

第7条 委員には、別に定める費用弁償等を支給する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本協議会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和4年10月3日から施行する。

角田市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

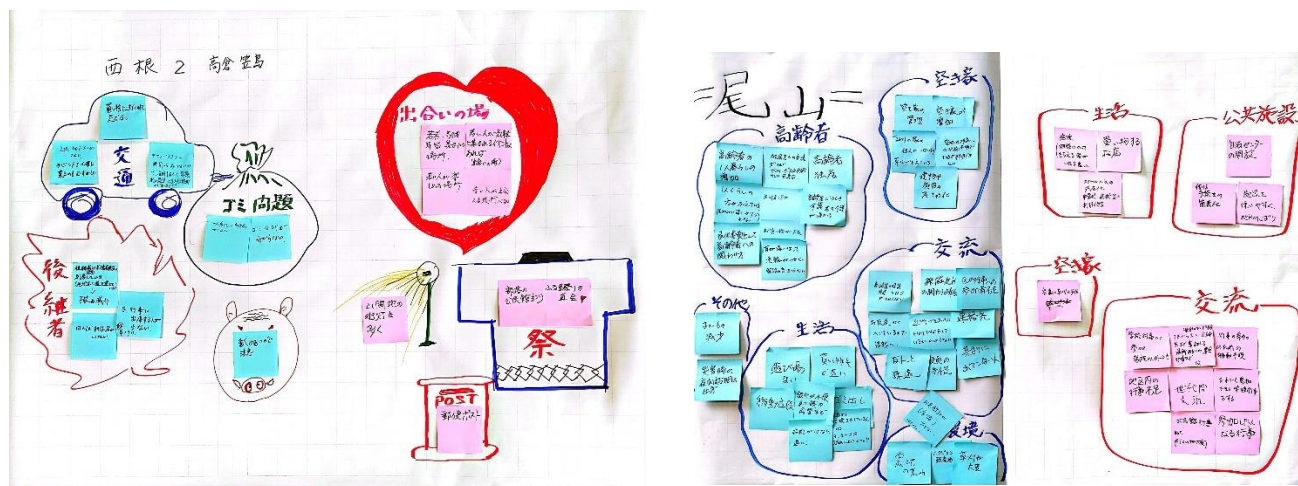
令和4年10月3日現在

No	役職	氏名	職名	選出区分
1	副 委員長	高橋 輝昭	角田市行政区長連絡協議会 会長	市民代表
2	委員	佐々 克仁	藤尾地区行政区長会 会長	市民代表
3	委員	小島きぬ子	高齢者サロン「楽花生」 代表	地域福祉活動者
4	委員	坂田すい子	伊具亙理地区保護司会角田分会 会長	地域福祉活動者
5	委員長	小形 文雄	角田市民生委員児童委員協議会 会長	社会福祉関係団体
6	委員	遠藤 清子	角田市老人クラブ連合会 副会長	社会福祉関係団体
7	委員	齋藤 武司	角田市身体障害者福祉協会 会長	社会福祉関係団体
8	委員	笹木まち子	角田市母子福祉会 会長	社会福祉関係団体
9	委員	高橋 圭三	社会福祉法人恵菽会 はぐくみ学園園長	施設の役職員
10	委員	遠藤 摂子	社会福祉法人あけの星会 理事長（聖母の家）	施設の役職員
11	委員	東野 紳一	宮城県社会福祉協議会震災復興 ・地域福祉部次長	関係行政機関
12	委員	泉 洋子	角田市市民福祉部次長（子育て支援課長）	関係行政機関

地域福祉活動計画策定委員会 開催状況

No.	日 時	場 所	人数	内 容
1	令和4年10月28日(金) 午後1時30分～	ウエルパーク 会議室 I	12	委嘱状交付、策定委員会設置 要綱、正副委員長選出、①計 画の策定について、②市民ア ンケート調査の実施につい て
2	令和5年1月23日(水)午 後1時30分～	ウエルパーク 会議室 I	10	地域福祉活動計画における 基本理念・基本方針・推進目 標について
3	令和5年 3月1日(水)午 後1時30分～	ウエルパーク 会議室 I	11	地域福祉活動計画案

※パブリックコメントは、令和5年3月6日(月)～3月10日(金)まで、ホームページ上に地
域福祉活動計画の掲載及び、社会福祉協議会でも閲覧できるようにしましたが、特に意見等は
ありませんでした。



ワークショップより



～ 社会福祉協議会のシンボルマーク ～

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って、
明るい、幸せな社会を建設する姿」を表現しています。

(昭和47年6月 全国社会福祉協議会 制定)

角田市社会福祉協議会 第2期地域福祉活動計画

発行年月 令和5年3月

発行・編集 社会福祉法人角田市社会福祉協議会

〒981-1505 宮城県角田市角田字柳町 35-1

TEL 0224-63-0055 FAX 0224-61-2282

E-mail : info@kakuda-shakyo.jp

角田市社会福祉協議会ホームページ <https://kakuda-shakyo.net/>